

平成 20 年 7 月 2 日

同窓会 会員 様

周南市立周陽中学校同窓会
会長 大 矢 雅 之
周南市立周陽中学校
校長 中 村 旗 四 士

同窓会会則改正について（お知らせ）

会則の改正について、平成 20 年 3 月 30 日から 3 ヶ月間、学校ホームページに公開しておりましたが、平成 20 年 7 月 1 日、PTA 常任委員会で経過報告を行い、改正しましたのでお知らせします。

< 備考 >

- ・ 役員については、現在の役員に加えて、新たに委員（新会則では、理事）を若干名補充する。
- ・ 平成 22 年に役員会を開催し、40 周年事業等について検討する。
- ・ 平成 23 年に創立 40 周年を迎える。

周南市立周陽中学校同窓会会則

昭和48年3月17日施行

平成20年7月1日改正

- 第1条 本会は、周南市立周陽中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を計り併せて母校の発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の事務局を周南市立周陽中学校内に置く。
- 第4条 本会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。
- (ア) 会員名簿の管理
 - (イ) 講演会・懇談会の開催
 - (ウ) その他、本会の目的を達するに必要な事項
- 第5条 本会の会員は、周南市立周陽中学校卒業生をもって正会員とする。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|-------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 幹 事 | 各学年の3学期総務委員 |
| 顧 問 | 若干名 |
- 第7条 役員の仕事は次のように定める。
- 1 会長は、正会員中より理事会の推薦により総会の承認を経て選出し、本会の代表者として会務を遂行する。
 - 2 副会長は、会長に準じて選出し、会長を補佐して会長の事故ある時はこれを代理する。
 - 3 理事は、正会員および特別会員中より理事会の推薦により選出する。理事は、理事会を組織し、本会の重要事項を決議する。決議は出席人員の過半数とする。
 - 4 幹事は、卒業学年の3学期総務委員とし、会長の統括のもとに事務を処理する。
 - 5 顧問中の1名は母校校長を推し他は特別会員、名誉会員中より会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。
- 第8条 役員の仕事は1か年とし留任を妨げない。
- 第9条 役員は、卒業の再入会金として金200円を納付する。
- 第10条 会計年度は、総会の日始まり次の総会の前日に終わる。
- 第11条 本会の経費は、入会金および寄付金その他の収入を以て充てる。
- 第12条 決算は、これを総会に提出してその承認を受けることを要する。
- 第13条 会則の変更は、総会出席者の過半数により決定する。
- 第14条 総会は、必要に応じて開催し、会の最高議決機関とする。決議は出席者の過半数とする。
- 第15条 理事会は、正副会長・理事・顧問で構成し、必要に応じて開催し、本会の重要事項を決議する。決議は出席者の過半数とする。
- 第16条 本会会員にして、改氏名、転居、転職、吉凶等のあった場合は、その都度、本会事務局に通知するものとする。